

伊佐市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

伊佐市地域公共交通計画策定支援業務委託

2 業務の目的

伊佐市においては平成22年度に策定した伊佐市地域交通総合連携計画に基づき、公共交通に対するニーズに合わせ運行を維持してきた。

しかし、少子高齢化や人口減少等による公共交通利用者の減少や全国的な運転手不足の深刻化に加え、2020年から世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の維持は容易では無くなっている。さらに、運転免許証返納により、自動車などの移動手段を持たず、公共交通に頼らざるを得ない高齢者などの交通手段の確保は今後さらに深刻な問題となっていくことが予想される。

一方で、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすことが期待されている。

こうした状況を踏まえ、まちづくり、医療・福祉及び観光振興等の多角的な観点から、利便性と効率性のバランスの取れた、持続可能な交通網を構築することを目的として、伊佐市の交通政策に関する課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランとなる「伊佐市地域公共交通計画」の策定が必要である。

本業務は、地域公共交通活性化再生法（以下、「法」という。）の規定に基づき、「伊佐市地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとし、その計画策定を円滑に進めることを目的とする。

3 契約期間

契約日から令和5年3月17日まで

4 業務の実施内容

(1) 伊佐市の地域特性及び公共交通の現状把握

① 上位関連計画の公共交通の位置づけ、関連施策事業の整理

上位計画である総合振興計画やその他関連計画における、公共交通の位置づけ、事業の実施状況、課題等を整理する。

② 地域特性の把握

人口特性をはじめとし、商業施設や医療機関等の主要施設の分布、さらには交流施設の分布といった地域特性を把握する。

③ 公共交通の現状整理

地域公共交通網の現状（運行・利用状況、収支状況、交通結節点の状況等）について整理する。なお、その際には、貸切・乗合バス、タクシー、鉄道といった公共交通に加え、公共交通網として準用されているものも可能な限り含めて整理を行う。また、整理した交通機関の利用状況について、定量的な整理を行う。

(2) 市民の移動実態やニーズ把握調査

① 市民アンケート調査

市民の公共交通の利用状況や、公共交通を利用しない市民の利用しない具体的な理由、公共交通の将来的な利用ニーズ等を把握するため、2,500名程度を対象にアンケート調査を実施する。

また、幹線バスが運行されていない地域で、かつ自家用車を保有していない世帯を自治会長から聞き取り抽出し（約600世帯を想定）、民生委員等による聞き取り調査を実施する。

② 公共交通利用者調査（乗込み調査）

各路線の公共交通利用者に対し、現状の利用状況や要望、ニーズ等の聞き取り調査を実施する。

③ 宿泊・観光・商業施設でのヒアリング調査

市内の主要な宿泊・観光・商業施設への来訪者の、移動状況や公共交通に対するニーズを把握するためのヒアリング調査を実施する。

④ 公共交通事業者等関係者へのヒアリング調査

公共交通事業者に対し、利用状況・収支状況や運行における課題等を把握するためヒアリング調査を実施する。

(3) 将来構想に向けた分析・検討

市民の移動や公共交通運行、観光利用における課題やニーズを分析し、課題解決に向けた対応方針を含む、上位計画及び関連計画と整合する将来構想、目標を検討する。

(4) 伊佐市地域公共交通計画（案）の策定

将来構想、目標達成のための施策、新たな交通サービスの導入に係る施策を検討し、地域公共交通活性化再生法に定められた必要な事項を踏まえ伊佐市地域公共交通計画案を作成する。

(5) 地域公共交通活性化協議会への対応

計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受けての今後の交通体系のあり方について議論するための地域公共交通会議で使用する資料や議事録を作成し、協議会運営を支援する。

5 成果品

(1) 業務報告書、調査資料等の参考資料一式

(2) 地域公共交通計画 200部

(3) 地域公共交通計画（概要版） 200部

(4) 上記（1）～（3）の電子データ一式

※ 電子媒体については、PDF及び加工可能なデータ（Word、Excel等）で作成したものを。

6 契約について

契約日は、令和4年6月下旬以降とし、国の補助金交付決定後に契約を交わすこととする。

7 支払方法

業務完了後、国等から本協議会に充てた補助金入金後に一括払いとする。なお、前金払いは行わない。